

富士見市燃えないまちづくりの推進に向けた方針

令和 8 年 4 月
富 士 見 市

1. 背景と目的

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県を中心に大きな被害が発生し、輪島市の朝市通り周辺では大規模な火災が発生しました。この火災は地震時に半島沿岸部における木造住宅などが密集する地域で発生したものであり、総務省消防庁の報告書(※1)によると、出火原因は「地震の影響により、電気に起因して出火した可能性は考えられる」とされています。

また、地震による建物の倒壊や道路の陥没、断水など、消防活動に一定の制約がある場合には、延焼による大規模な火災につながるおそれがあることを改めて知らしめるものとなりました。

市街地における大規模な火災は、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても地震を契機に発生していますが、大規模な火災は地震以外の原因でも発生しています。平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市や令和7年11月18日に発生した大分県大分市佐賀関の大規模な火災は、立地条件(木造住宅密集市街地)と気象条件(強風、乾燥)などが重なり、延焼が拡大したことで大きな被害が出ましたが、人的被害が最小限に抑えられた背景には、地域における迅速な避難行動があったことが要因の1つであるとされており、地域防災力の重要性についても再認識させられる事例となりました。

以上を踏まえ、本市における木造住宅が密集する地域においても、大規模な火災が発生し得ることを想定し、延焼被害から市民の生命と財産を守るため、“燃えない・燃え広がらないまち”の実現に向けてソフト・ハードの両面から積極的に取り組むべく「富士見市燃えないまちづくりの推進に向けた方針」(以下「本方針」という。)を定めることとします。

- ※1 令和6年能登半島地震に伴い石川県輪島市で発生した大規模市街地火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書(令和6年(2024年)5月28日 総務省消防庁)

2. 本方針の位置付け

「富士見市都市計画マスタープラン」(以下「都市計画マスタープラン」という。)において、都市計画の目標の「目標5 災害に強い防災力の備わったまちづくり」の中で「市民協働により密集市街地での防災・減災対策に取り組み、地域の防災力の向上と防災体制が充実したまち」を目指すこととしています。また、分野別方針の「2 住環境整備の方針」及び「5 都市の防災の方針」の中で「密集市街地の改善」及び「密集市街地の防災性向上」を定めています。

本方針は都市計画マスタープランに基づく位置付けとし、“燃えない・燃え広がらないまち”の実現に向け、「密集市街地の改善」を進めることとします。

加えて、令和8年度を始期とする「富士見市第6次基本構想・第2期基本計画」(以下「第2期基本計画」という。)において、新たな基本施策として「燃えないまちづくりの推進」を位置付け、取組を具体化しています。

(参考)

【都市計画マスタープラン（計画期間 令和3～22年度）】

第1章：全体構想 第2節：分野別方針

2：住環境整備の方針（3）個別方針 ①住環境の改善

（ア）密集市街地の改善

○地震や火災などの災害に弱い密集市街地においては、市民協力による狭あい道路の整備、空地やすみ切りの確保などを促進します。

○延焼による被害が想定される地区については、防火地域及び準防火地域の指定などを推進します。

5：都市の防災の方針（3）個別方針 ①地震・火災に強いまちづくり

（ア）密集市街地の防災性向上

○密集市街地では、市民協力による狭あい道路の整備、空地やすみ切りの確保などを促進します。

○民間建築物などの耐震化を促進します。

【富士見市第6次基本構想・第2期基本計画（計画期間 令和8～12年度）】

分野24：住環境 基本政策32：良好な住環境のもとで生活ができる

基本施策3：燃えないまちづくりの推進

取組：①建築物の耐震化の支援・促進

②火災予防と延焼防止の推進（木造住宅密集市街地の改善）

③地域防災力の向上

3. 対象地域

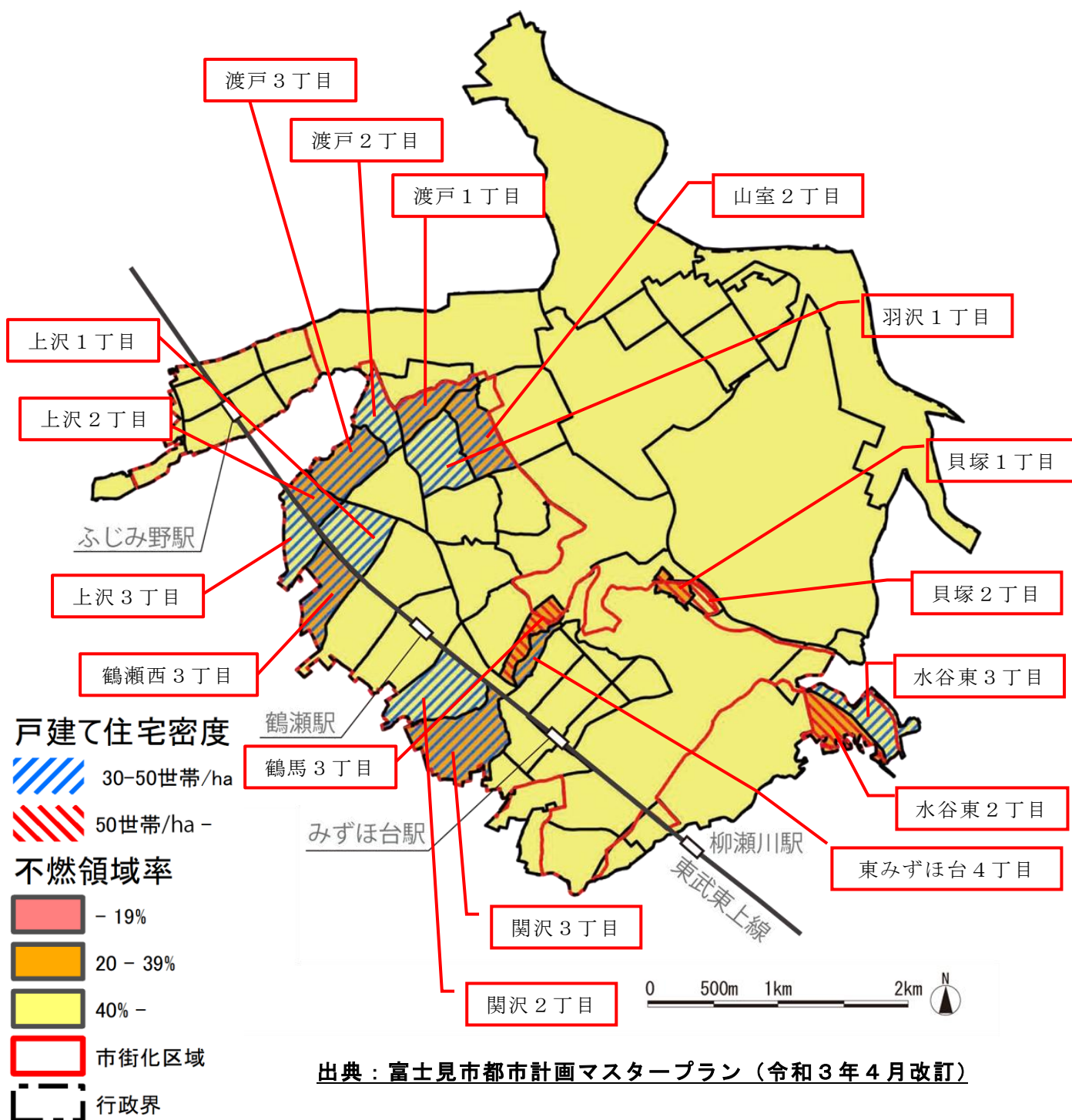
都市計画マスタープランにおいて、「密集市街地の改善地区」（以下「改善地区」という。）は次の図1のとおり定めており、本方針の対象地域は、都市計画マスタープランと同じ地域とします。

なお、改善地区は、令和元年時点で埼玉縣市街地整備課から提供された資料をもとに、戸建て住宅密度（※2）30世帯／ha以上と不燃領域率（※3）40%未満の地域を抽出したものです。

※2 「戸建て住宅密度」は、地域内の戸建て住宅数を地域面積で割った値であり、密度が高ければ建築面積や隣棟間隔が狭くなり、延焼の危険性が高まるものとされています。

※3 「不燃領域率」は、市街地の燃えにくさを示す指標で、地域面積に対する一定規模以上の道路・公園等の空地面積や耐火建築物等の建築面積の割合を表し、40%を超える水準に達すると、市街地の消失が急激に低下するものとされています。

図1 「密集市街地の改善地区」



4. 目標期間等

本方針の目標期間は、都市計画マスタープランの終期である令和22年度までとし、対象地域における戸建て住宅密度と不燃領域率の改善に資する取組を推進します。

5. 取組事業の考え方

木造住宅密集市街地において、地震や火災などの災害に強い市街地を目指すためには、延焼を抑制し、避難路となる道路の整備、避難場所となる公園・空地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替えなどを促進する必要があります。

一方で、道路や公園などの整備や土地区画整理事業などの面的整備に当たっては、地権者との合意形成などが必要であり、整備が完了するまでに相当の期間を要するなどの課題が想定されます。

以上を踏まえ、本方針策定時における取組事業については次のとおりとします。

(参考)

【取組事業】

第2期基本計画の中の「分野24：住環境/基本政策32：良好な住環境のもとで生活できる/基本施策3：燃えないまちづくりの推進」における取組内容に基づく又は関連するもの

(1)「建築物の耐震化の支援・促進」に係る取組

- ①旧耐震基準の住宅に対する補助制度等の周知及び実施
- ②無料耐震診断・耐震改修相談会の実施
- ③通学路に面するブロック塀等のパトロール及び指導の実施
- ④地方税法に基づく耐震改修住宅に係る固定資産税の減額

(2)「火災予防と延焼防止の推進（木造住宅密集市街地の改善）」に係る取組

- ①準防火地域の指定
- ②準防火地域指定にあわせた補助制度の検討
- ③防災空地等の創出
- ④道路・公園等の基盤整備の検討
- ⑤道路用地採納者への表彰等の検討
- ⑥生産緑地地区内の防災協力農地の指定促進
- ⑦水道管の基幹管路の計画的な更新
- ⑧空家の適正管理・発生抑制に向けた周知啓発
- ⑨狭小地・未接道地との隣地統合補助促進
- ⑩空家除却補助制度の実施
- ⑪住宅の改修工事費への助成

(3)「地域防災力の向上」に係る取組

- ①燃えないまちづくりの出前講座・ホームページ等での周知
- ②感震ブレーカーの普及促進
- ③自主防災組織及び防災連絡会の支援

6. 今後の具体的な取組事業の推進に向けて

今後は、対象地域における現況や戸建て住宅密度、不燃領域率などを調査・整理するとともに、その調査結果を踏まえ、各対象地域の特性や実情に応じて適切かつ効果的に実施していくための推進計画を策定し、対象地域の改善に向けた取組事業を推進します。

また、取組事業については、第2期基本計画以降において行う行政評価により、進捗状況を把握し、取組内容などの見直しに繋げるとともに、地域防災計画、建築物耐震改修促進計画、空家等対策計画など関連計画との整合を図り、国庫補助制度の活用なども検討します。

対象地域のうち、特に不燃領域率が低いなど延焼被害が相当程度高いと想定される地域については、本方針の目的と地域の特性や実情に基づき、「重点地域」として位置付け、市民に十分説明するほか、準防火地域の指定に向けた調整やその他の取組事業についても強化することで、密集市街地の改善を重点的に進めていく地域とします。

加えて、「重点地域」における取組事業の効果を踏まえ、その効果が見込まれる取組事業をその他の対象地域にも展開し、“燃えない・燃え広がらないまち”の実現を図っていきます。